

平成21年度 国民健康保険税の税率について (課税率は、一般も退職も同じです)

今年度の変更点

- ①資産割が廃止になりました。
- ②介護分の上限額が9万円から10万円となりました。

対象者	0～74歳		40～64歳
区分	医療分	後期高齢者支援金等分※	介護分
所得割①	(20年中の所得－33万円) ×6.8%	(20年中の所得－33万円) ×3.0%	(20年中の所得－33万円) ×1.15%
均等割②	被保険者の人数×19,500円	被保険者の人数×6,500円	被保険者の人数×4,800円
平等割③	一世帯あたり 20,000円	一世帯あたり 7,300円	一世帯あたり 3,200円
合計 (上限)	①+②+③ (100円未満切捨て) (47万円)	①+②+③ (100円未満切捨て) (12万円)	①+②+③ (100円未満切捨て) (10万円)

※後期高齢者支援金とは…後期高齢者医療制度の財源は、公費約5割、被保険者の保険料1割、健康保険組合等(国民健康保険、共済組合等)が約4割負担することになっています。

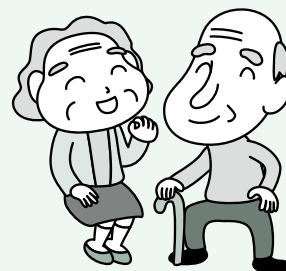
国民健康保険税の軽減措置について

①世帯の前年中の所得に応じて均等割、世帯割が7割、5割、2割軽減されます。
この場合、申請の必要はありませんが、お勤め先から市役所に給与支払報告書が送付されているか、申告をなされているかが条件となります。

②国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、同一の世帯で国保加入者が一人になった場合、医療分、後期高齢者支援分の平等割が半額になります。(最長5年)
 ただし、国保から後期高齢者医療制度に移行した時点の世帯主に変更があった場合や世帯から国保加入者が一旦なくなった場合等、該当しない場合もあります。
この場合、申請の必要はありません。

③これまで被用者保険(会社の社会保険や共済組合等)の被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方を「旧被扶養者」といい、この場合、所得割はかからず、均等割は半額となります。平等割については旧被扶養者のみで構成される場合に半額となります。(最長2年間)ただし、均等割、平等割の軽減については、所得判定による7割軽減、5割軽減に該当する場合、適用にはなりません。

この場合は税務課にて申請が必要です。



国民健康保険税についてのお問い合わせ先 荒尾市役所 税務課 課税係 TEL63-1342

八幡台団地 住宅用地 1 区画を分譲中

随時受付中

八幡台団地宅地分譲位置図



住所	地目・面積	分譲価格
②八幡台 2 丁目 90 番	宅地 325.77 m ² (約 98.7 坪)	8,883,000 円

※約 27,272 円/m²、約 90,000 円/坪

※分譲する区画の南側道路（市道）を挟んで、八幡台下水処理場が稼働していますので、現地確認後ご了承のうえお申し込みください。

●申し込むことができる人

次の条件が全て当てはまる人が、申し込むことができます。

- ①自分が住む専用住宅などを建設するための宅地が必要な人。
- ②宅地の売買契約時に売買代金の全額を一括納入できる人。
- ③宅地を譲り受けてから住宅用の建設に着手するまでの間、宅地としての維持管理ができる人。

●申込受付期間 随時先着申込順（土・日曜、祝日を除く） ●申込受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●申込受付場所 荒尾市土地開発公社事務局（市役所 2 階 土木課内）

●必要書類 造成宅地譲受申込書（公社に用意しています）1 通、印鑑（認印）

緑ヶ丘リニューアルタウン 6 区画 分譲中！



◎分譲地の概要（平成 21 年 5 月 19 日現在）

【区画数】 6 区画

【面積】 270.90 m² (約 81.9 坪) ～ 442.65 m² (約 133.9 坪)

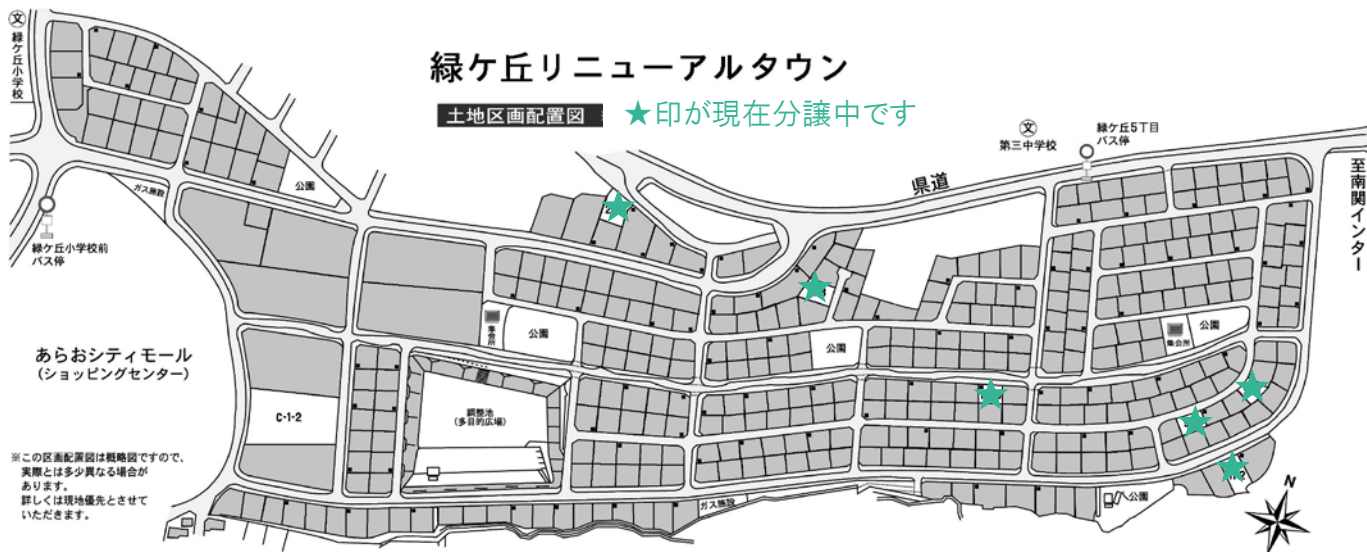
【価格】 1,164 万 8,000 円～ 1,801 万 4,000 円（平均 1,434 万 2,666 円）

【単価】 3 万 8,880 円/m² (約 12 万 8,532 円/坪) ～ 4 万 3,000 円/m² (約 14 万 2,153 円/坪)

〔平均 41,148 円/m² ▽ 最多分譲価格帯 坪 13 万円台…4 区画 ▽ 1,100 万円台…2 区画〕

【用途地域】 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 ▽ 第 1 種中高層住居専用地域 ▽ 近隣商業地域

※地区整備計画による制限があります。



お問い合わせ・相談・申し込みについては

荒尾市土地開発公社（土木課内 ☎ 63-1485）または直通 ☎ 62-6940 まで